

諮問第2号

平成28年12月16日

国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

利用者負担額等検討委員会委員長 殿

国分寺市長 井澤 邦夫



利用者負担額等の見直しについて（諮問）

国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 利用者負担額【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業】について
理由 利用者負担額については、平成22年度の改定以来6年以上が経過している。平成27年4月1日に子ども・子育て支援新制度が施行され、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号で、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」となっている。平成28年6月22日に貴委員会より答申を受けたところであるが、旧年少扶養控除等の取り扱いについて、国の方針を踏まえ改めて適正な額や階層区分等の妥当性や見直しについて検討する必要があるため。